

公の施設【基本情報】

別紙 8

施 設 名	新潟市東区プラザ
所 管 部・課	東区総務課(フリースペース:東区健康福祉課)
所 在 地	〒950-8709 新潟市東区下木戸1-4-1
根 拠 法 令	
設 置 条 例	新潟市東区プラザ条例
施 設 概 要	2階:ホール(416㎡300席)、多目的ルーム1(210㎡)、多目的ルーム2(156㎡)、講座室1(92㎡)、講座室2(93㎡)、講座室3・4(76㎡)、講座室5(51㎡)、講座室6(49㎡)、和室1・2(28畳)、美術工作室1(61㎡)、美術工作室2(67㎡)、音楽練習室1(114㎡)、音楽練習室2(109㎡)、音楽練習室3(70㎡)、調理室(95㎡)、フリースペース(615㎡)

施 設 の 設 置 目 的
市民の文化活動、学習活動及び多様な交流を推進し、地域文化の振興及び活力ある地域づくりに資することを目的に設置しています。
管 理 ・ 運 営 に 関 する 基 本 理 念 ・ 方 針 等
東区における「拠点地区の形成」と、「にぎわいづくり」を全体的なコンセプトとする。 【基本方針】 1. 「文化の振興」と「交流の促進」を最大のコンセプトとする。 2. 文化機能と集会(交流)機能が、バランスよく調和された施設とする。 3. 子どもからお年寄りまで、幅広い世代が、安心して使える施設とする。 4. 区民が集い、利用する施設として、身近で使い勝手の良いものとする。